

兵庫県公報

平成27年7月21日 火曜日 第2715号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○平成27年度第2回危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	3
○保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○同上（同）	4
○同上（同）	4
○保安林の指定の予定通知（同）	4
○同上（同）	5
○同上（同）	5
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	9
○公共測量が終了した旨の通知（同）	9
○土地収用法に基づく事業の認定（起業者 豊岡市）（用地課）	9
公 告	
○肥料の登録（農産園芸課）	14
○肥料の登録の有効期間の更新（同）	14
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	16
選挙管理委員会告示	
○公職選挙執行規程の一部を改正する規程	17
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	22
正 誤	
○平成27年6月19日付け兵庫県公報第2706号中	23
○同上	23

告 示

兵庫県告示第613号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成27年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成27年10月17日（土）：尼崎市、加古川市、洲本市

平成27年10月18日（日）：神戸市、姫路市、豊岡市、篠山市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

ただし、乙種の科目免除者は試験開始後35分間

火薬のみの免除者は試験開始後90分間

丙種の科目免除者は試験開始後60分間

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神 戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通 2 丁目 1—63
姫 路	兵庫県立大学姫路書写キャンパス	姫路市書写2167
尼 崎	県立尼崎工業高等学校	尼崎市長洲中町 1 丁目13—1
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902—4
豊 岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660—5
篠 山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403—1
洲 本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山 2 丁目 8—65

3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第1項に定める科目
- (2) 乙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第2項に定める科目
- (3) 丙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第3項に定める科目

4 試験方法

筆記試験（択一式）

5 試験科目の一部免除

危険物の規制に関する規則第55条第5項から第7項までのいずれかに該当する者は、申請手続の際に同規則第57条第2項又は第2項の2に規定する書類を提出することで、試験科目の一部を免除する。

6 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

7 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 提出書類

危険物の規制に関する規則第57条に規定する書類

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、平成27年7月下旬から配布する。

イ 受付期間

平成27年8月26日（水）から同年9月8日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等、送達確認可能な方法で送付すること（平成27年9月8日（火）までの消印有効）。

ウ 提出先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

(2) インターネット申請

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は下記ホームページを確認すること。

(<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)

イ 受付期間

平成27年8月23日（日）午前9時から同年9月5日（土）午後5時まで

(3) 手数料

- | | |
|--------------|--------|
| ア 甲種危険物取扱者試験 | 5,000円 |
| イ 乙種危険物取扱者試験 | 3,400円 |

ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

なお、受験願書受付後は手数料の返還はしない。

8 可否の発表

合格者の受験番号を平成27年11月9日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で可否を通知する。

9 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12番7号 協和ビル5階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第614号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
南あわじ市沼島2145番地 安 達 一 富 同 市沼島2240番地 住 田 圭 司	沼島	沼島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間 平成27年7月21日から同年8月4日まで

(2) 縦覧場所 沼島加入区 南あわじ市沼島2367-2 沼島漁業協同組合



兵庫県告示第615号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町竹田字甚白1975、1978の1、1978の2、1980の3、1980の6から1980の9まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第616号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町春来字ニゴリ 5 の17、 5 の19
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ニゴリ 5 の17・ 5 の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第617号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町千谷字北谷1041の 1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北谷1041の 1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第618号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町倉床字板屋55の3
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字板屋55の3（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第619号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
多可郡多可町加美区熊野部字中山52の5、52の7、字庄田111から116まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中山52の5（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第620号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
多可郡多可町八千代区中野間字脇田1240の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第621号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

住友電気工業株式会社伊丹製作所

伊丹市昆陽北1丁目1番1号

所長 近 藤 和 之

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

住友電気工業株式会社伊丹製作所

伊丹市昆陽北1丁目1番1号

(3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	715L/分		製品 10kg/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日		着手後5日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～翌8時30分 24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6.3～7	6.3～7	9～13	13
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	268以下	268	120以下	120
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	335以下	335	30以下	30
	窒素含有量 (単位 mg/L)	20以下	20	—	—
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	鉛及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	0.37以下	0.37	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1以下	1	1以下	1.5
	亜鉛含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
クロム含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		5.8	5.8	0.68	0.68

備考 特定施設から発生する汚水は、外部業者による委託処理または、場内で処理した後に公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

66号 電気めつき施設 (No. 1、No. 2)		66号 電気めつき施設 (No. 3)	
製品 350kg/日		製品 150kg/日	
同 左		同 左	
着手後15日		同 左	
同 左		同 左	
8時30分～20時30分 12時間		同 左	
同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大
3.5～7	3～8	3～8	2.5～8
100以下	100	100以下	100
50以下	50	200以下	200
10以下	10	5以下	5
—	—	—	—
50以下	60	3以下	10
—	—	0.01以下	0.01
—	—	4以下	5
10以下	10	200以下	200
3以下	3	5以下	5
3以下	10	20以下	50
3以下	3	60以下	60
0.15/基	0.3/基	0.1	0.2

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 7月21日から同年 8月11日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第622号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市正條中農住組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成27年 6月 1日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
たつの市揖保川町正條



兵庫県告示第623号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年 1月24日から平成27年 6月30日まで
- 3 作業地域
西宮市の一部



兵庫県告示第624号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 起業者の名称
豊岡市
- 2 事業の種類
豊岡市立円山川運動公園移転整備事業及びこれに伴う附帯事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県豊岡市下鶴井字船戸、字樋口及び字江向地内
 - (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

豊岡市立円山川運動公園移転整備事業及びこれに伴う附帯事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、国土交通省の円山川水系河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）に基づく一級河川円山川水系円山川の治水安全度の向上を目的に実施する遊水地整備事業により、移転を余儀なくされる豊

岡市立円山川運動公園（以下「現公園」という。）の代替施設整備事業である。

本件事業のうち、移転整備する新たな公園は法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当し、また、本体事業と一体的に施行する調整池及び公園への進入路は、法第3条第35号に掲げる「事業のために欠くことができないその他の施設」に該当するものと認められる。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である豊岡市は、移転整備する新たな公園の基本計画を円山川運動公園誘致推進委員会等関係者と協議の上策定しており、かつ、本件事業に必要な財源措置を講じるとともに、必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

(7) スポーツによる交流の維持、推進

豊岡市では、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条に基づき、市民の誰もが体を動かす機会を持ち、楽しむことができる環境整備と、地域の特色を生かしたスポーツ施策の推進による「大交流」の実現を図ることを目的に、「豊岡市スポーツ推進計画」（以下「推進計画」という。）を平成25年3月に策定した。

移転を要する現公園は、多目的グラウンド、多目的広場やゲートボール場などを備え、少年野球、サッカー、グラウンドゴルフなど多様な種目に使用されており、特に少年野球では、標準的な少年野球場4面を確保することができる但馬唯一の施設で、豊岡市内や但馬地域だけでなく、全県的な規模の大会も開催しており、市民の交流の場でもあり、推進計画の中核を担う施設のひとつである。

したがって、現公園が利用できなくなれば、これまでの交流人口の維持ができず、推進計画に基づく施策の推進に大きな支障が生じる。

豊岡市内には、現公園のほかにも多目的グラウンドを有する施設は点在しているが、規模が小さく、現公園がなくなれば、これまでのような1,500人規模の大規模な大会は分散開催せざるを得なくなり、会場間の移動等に要する時間的損失や会場移動に伴う交通事故発生等の懸念等の支障を来すことになる。

こうしたことに対処するため、代替施設の整備が必要となったもので、新たな公園の整備により、時間的損失や事故発生等の懸念等がなくこれまでどおり各種大会の開催が可能となり、推進計画に基づく施策の継続的な推進が可能となる。

(8) 環境学習の場等としての活用

豊岡市は、新たな公園を“人と人”、“人と生き物”、“人と自然”の調和、共生、交流をコンセプトに、周辺の環境との調和や生態系に配慮し、グラウンドの周囲に緑地部分を配置したり、ビオトープを整備するなど、本格的なスポーツのみならず自然の中での時間を楽しめるような運動公園に整備するとしている。

これによって、環境教育や環境学習の取組みなどを展開する場として活用できるとともに、各種大会に訪れる市外の人々に対して、豊岡市が取り組む環境を基軸としたまちづくりを発信していくことができる。

(9) 治水安全度の向上

豊岡市では、平成16年10月の台風23号による洪水で、市全体で死者7名、負傷者51名、浸水家屋7,944戸、浸水面積4,083ヘクタール等の甚大な被害が発生した。

その後、国土交通省において、平成20年1月に治水、利水、環境等の河川整備の基本的な方針を長期的な視点で定めた「河川整備基本方針」が、平成25年3月には河川整備計画が策定された。

(1)で述べたとおり、本件事業が実施されることによりはじめて河川整備計画に基づく遊水地の整備が可能となり、これにより洪水時に約30センチメートルの河道水位低減が図られる計画であり、市内の浸水被害の軽減に大きく寄与するものと考えられる。

(10) 湿地の再生

現公園の周辺は、これまで牧草地やそば栽培などの乾地農業に利用されてきたが、本件事業が完了すれば、移転跡地は周辺農地とともに国土交通省によって現地盤が切り下げられて遊水地となる。

遊水地では、湿地が再生される計画であるが、湿地の再生によって昆虫類、魚類、両生類等の多様な生物の生息環境が復元されることとなる。

なお、既に国土交通省が河川整備計画に基づき湿地を再生した加陽地区では、コウノトリの採餌行動が確認されている。

以上、(ア)から(エ)のことから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

(ア) 農地（水田）の減少

起業地は、コウノトリの試験放鳥開始と同時期の平成17年から、国土交通省の河川整備事業による河床掘削土砂の仮置場として周辺の水田とともに約2メートルから約3.5メートルの高さに盛土された約34ヘクタールの北端部に位置しており、起業地以外の土砂仮置場は平成27年度にはかつての水田の姿に復元されることになっているが、本件事業が施行されると、約9.3ヘクタールの水田が復元されなくなる。また、水田を含め農地には、大雨の際、雨水を一時的に貯留する働きがあり洪水の発生を防止する役割も果たしているが、水田に復元されないことでこの雨水貯留機能が消失することになる。

(イ) コウノトリの餌場の減少

コウノトリは、嘴で水中や泥中を探り歩きながら採餌するので、昆虫類、魚類、両生類等が豊富に生息する適度な水深の湿地を餌場とするとされているが、本件事業が施行されると約9.3ヘクタールが水田に復元されず、期待されていたコウノトリの餌場が創出されなくなる。

(ロ) 貴重動物等の生息環境への影響

起業地が所在する豊岡市下鶴井地区周辺には広大な水田地帯が広がっており、水田地帯や近接する円山川では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物であるコウノトリ、「環境省レッドリスト（第4次）」に掲載されている絶滅危惧ⅠA類のイチモンジタナゴ、同ⅠB類のヒスマイトトンボ、同Ⅱ類のメダカ、準絶滅危惧種のトノサマガエル、チュウサギ、「兵庫県版レッドデータブック2003」に掲載されているAランクのアリアケモドキ、Cランクのシュレーゲルアオガエル等の貴重種の生息が確認されている。

起業地周辺の水田地帯では、上記の貴重動物のほか、ドジョウ、タモロコ・フナ類、ナマズ等の魚類やアマガエル等の両生類等が生息し、コウノトリの採餌行動が確認されている。さらに、起業地から約160メートル離れた位置に設置されている赤石巣塔では、平成22年度及び平成27年度にコウノトリの営巣が確認されている。

本件事業が施行されると、約9.3ヘクタールが水田に復元されなくなるので、コウノトリをはじめとする貴重動物の生息環境への影響が懸念される。

特に、コウノトリは、観察の場合でも150メートル程度の距離を置くことが必要と言われており、起業地と赤石巣塔との距離が極めて近く繁殖に影響があるとの指摘がなされている。工事中の騒音、排気ガスや濁水等だけでなく、運動公園の供用後には、多数の利用者による歓声や騒音、排気ガス等、コウノトリにとっての嫌悪要因が生じるおそれがあり、起業地だけでなくその周辺を含めた地域での採餌行動や赤石巣塔での繁殖への影響が懸念される。

(ハ) 水質悪化の懸念

市民の運動公園利用に伴う水質悪化により、水生動物に悪影響をもたらすおそれが懸念される。

こうした失われる利益について、起業者は次のよう取組みを実施し、各種の対策を講ずるとしている。

起業者は、起業地がかつて持っていたコウノトリをはじめとする貴重動物の生息環境としての水田の機能を回復するため、起業地約9.3ヘクタールのなかに、約1.0ヘクタールの緑地及び約1.6ヘクタールのビオトープを設け、約0.5ヘクタールの調整池とあわせた約3.1ヘクタールの緑地や水辺環境を創出することとしている。

なかでも、コウノトリについては、緑地部分を利用して周辺農地から運動公園のグラウンドを遮蔽したり、供用後は、運動公園外周の管理用道路の使用を管理上必要最小限にとどめるなどの措置を講じ、採餌行動に配慮し、本件事業の影響を最小限に抑えるほか、鳥類及び昆虫類等に影響を与えるおそれのある夜間照明設備は設置しないこととしている。

工事にあたっては、低騒音・排ガス対策型建設機械を使用し、コウノトリの営巣時期には工事を中断する工程を組むなどの配慮を講ずるとしている。

また、起業者は、赤石巣塔を適切な場所に移設するなどの対策も検討するとしており、関係機関、関係団体、地域及び学校等から構成される円山川運動公園移転整備事業連絡調整会（仮称）を設置し、巢

塔の移設のみならず、運動公園の整備や運営について、起業者に適切な指導、助言を行う体制もとられている。

さらに、本件事業が完了すれば、移転跡地は周辺農地とともに国土交通省によって中郷遊水地として整備され、大規模な湿地環境の再生が行われる計画となっている。

このような起業者の取組みに加え、コウノトリの生息環境に関しては、豊岡市や国土交通省が次のような取組みを行っている。

豊岡市では、コウノトリの野生復帰事業を進めているが、その観点は、人里の中にコウノトリも住める環境を創造しようとするもので、人間とコウノトリがお互いに折り合いながら共生を進めるものである。

そのため、同市では、独自の施策として、コウノトリの餌となる水生生物の繁殖・生息に配慮し、農家の協力を得て水田への冬期湛水や早期湛水、水稻苗の深水管理、中干しの作業の延期、無農薬や減農薬等による水稻栽培である「コウノトリ育む農法」の普及に取り組んでいる。

その結果、平成17年に約41.7ヘクタールであった同農法による水田が平成26年には約292.7ヘクタールにまで増加しており、冬期湛水の水田も約251.7ヘクタールとなっている。

さらに、各小学校区で総計12.4ヘクタールのビオトープが整備されている。

また、同市は、円山川下流の戸島地区において、湿地を「ハチゴロウの戸島湿地」として整備し、約3.8ヘクタールの湿地再生も行っている。

国土交通省は、土砂仮置場となっている起業地周辺を水田に復元するとともに、治水目的を達成しコウノトリの餌場となるよう、河川内に大規模な湿地環境の再生などを行うことにより、かつてコウノトリが多く生息していた昭和初期程度の湿地面積約160ヘクタールの確保と良質な湿地の再生を目指しており、湿地整備着手前（平成16年度時点）の約82ヘクタールから、平成26年度までに約132ヘクタールの湿地が創出されている。

このように、本件事業に関連した起業者による湿地環境の整備やその他の対策が講じられ、コウノトリの餌場となる環境を創出する工夫がなされるとともに、豊岡市や国土交通省による湿地再生、湿地創出の取組みによりコウノトリの餌場となる区域が広がるならば、本件事業の施行によって起業地が水田に復元されなくても、コウノトリの餌場の減少や貴重動物等の生息環境への影響といった失われる利益に対する相当程度の代替措置となりうると考えられる。

起業地周辺に生息するコウノトリ以外の貴重動物に対する工事中の騒音、排ガス、濁水等の影響について、起業者は、汚濁防止用フェンスの設置、低騒音・排ガス対策型建設機械の使用等によって軽減を図ることとしている。

なお、ヒヌマイトトンボは、主な生息場所が円山川河川区域内であるため、直接的な影響は少ないと考えられるが、調整池をその生息場所となりうよう配慮して整備を行うとしている。

本件事業の施行に伴う水田の持つ雨水貯留機能の消失については、国土交通省が下鶴井地区に設置している仮設の排水ポンプが常設化され、この地区の排水機能が增強されることになっており、また、起業者は、運動公園の敷地への降雨を調整池に流入させて河川に流出させることとしている。

運動公園で発生する汚水は、公共下水道によって処理されるので、周辺への影響はないと考えられる。

起業地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき総合的に農業の振興を図る農業振興地域に指定され、ほ場整備されている地域であるが、農地の集積化を図ることにより効率的、安定的な農業経営を図ることもできることから、地域の農業経営に与える影響は小さいと判断される。また、起業者は、当該土地を起業地に編入することについて、農業振興地域内の具体的な農地利用計画を策定している部局に意見照会し、異議ない旨の回答を得ている。

なお、起業地はラムサール条約湿地に近接するものの、ラムサール条約湿地内ではないことから、ラムサール条約上の制約を受けるものではない。

起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、保護のため特別な措置を講ずべき埋蔵文化財は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は相当程度抑えられるものと認められる。

ウ 起業地の選定について

起業地として約9.3ヘクタールの用地が必要となるが、起業者は、大規模な造成工事等を伴うことなく当該面積を確保できる18箇所の候補地を選定し、現公園が旧豊岡市内にあることや利用者の利便性の確保等を考慮して3箇所に絞った上で、社会的、技術的、経済的条件の3つの観点から起業地選定を行っ

ている。

(7) 社会的条件

a 交通条件

幹線道路から接近性に優れアクセスも良く、利便性の確保が図られる場所であること。

b 環境条件

盛土造成に伴う貯水断面減による治水上の新たな不安が生じないこと。

(4) 技術的条件

盛土造成による周辺土地への沈下などの影響が少ないこと、工事の施工に際して、地域住民に対する騒音、振動等の影響が少ないこと。

(7) 経済的条件

事業費（用地費、工事費等）を軽減でき、経済性に優れていること。

起業地は、先に述べた3つの観点から、第1案（豊岡市下鶴井地内、申請案）、第2案（同市森津地内）及び第3案（同市長谷地内）について比較考量のうえ選定されている。

社会的条件のうち、交通条件については、市街地との距離や公共交通機関の利便性等から第2案が最も優れており、第1案、第3案はやや劣っている。

環境条件については、いずれの案も現状の農地を盛土造成するので貯水断面減となるが、その貯水性を補うために新たな排水ポンプの設置が必要となる第2案、第3案に比較して、既に盛土造成がなされ、排水ポンプも設置されている第1案が最も優れている。

技術的条件については、新たに盛土造成が必要となり周辺土地の沈下等の影響が懸念される第2案、第3案に比較して、国土交通省が既に土砂仮置場として盛土しており周辺土地の沈下等の影響が少ない第1案が最も優れている。

経済的条件については、新たに盛土造成が必要となる第2案、第3案に比較して、造成費が軽減される第1案が最も優れている。

以上のとおり、申請案としては、社会的、技術的かつ経済的な面から総合的に判断して、3案の中で最も均衡のとれた第1案が選定されており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)ア(7)で述べたとおり、国土交通省の河川整備計画による事業の実施に伴い現公園が利用できなくなれば、推進計画に基づく施策の推進や市民サービスなどに支障が生じることから、代替施設の整備が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業により整備する多目的グラウンドは、一般的に必要な面積をもとに従前の利用状況を斟酌し設計され、その他駐車場等の施設についても現状や一定の推計方法により必要な面積を算定しているものであり、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業に係る起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要があるため、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

豊岡市役所地域コミュニティ振興部スポーツ振興課

公 告

肥料の登録

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	肥料の種類 及び名称	保証成分量	その他の 規格	生産業者の氏名又は名称 及び住所	登 録 年月日
兵庫県肥料登録第1665号	肉骨粉 7-9肉骨粉	窒素全量 7.0% りん酸全量 9.0%	公定規格 のとおり	トミクラ産業株式会社 姫路市花田町高木209番地の1	平成27年 1月13日
兵庫県肥料登録第1666号	混合有機質肥料 動物たんぱく質肥料(10-4)	窒素全量 10.0% りん酸全量 4.0%	同 上	同 上	同 年 2月5日
兵庫県肥料登録第1667号	副産動物質肥料 A有機1号	窒素全量 7.0%	同 上	多木化学株式会社 加古川市別府町緑町2番地	同 年 2月24日
兵庫県肥料登録第1668号	加工家きんふん肥料 醗酵オーガニック 肥料	窒素全量 3.0% りん酸全量 3.0% 加里全量 1.0%	同 上	有限会社村上ポーターリー 姫路市夢前町前之庄1627番地	同 年 3月27日
兵庫県肥料登録第1669号	混合有機質肥料 混合たんぱく質肥料(10-1)	窒素全量 10.0% りん酸全量 1.0%	同 上	トミクラ産業株式会社 姫路市花田町高木209番地の1	同 年 6月24日



肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の有効期間を更新した。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	肥料の種類 及び名称	保証成分量	その他の 規格	生産業者の氏名又は名称 及び住所	登録の 有効期限
兵庫県肥料登録第1107号	消石灰 60.0消石灰	アルカリ分 60.0%	該当なし	丸尾カルシウム株式会社 明石市魚住町西岡1455番地	平成33年 3月24日
兵庫県肥料登録第1249号	魚かす粉末 7.0魚かす粉末	窒素全量 7.0% りん酸全量 6.0%	同 上	ミズホユーキ有限公司 神戸市東灘区魚崎北町七丁目9番13号	同 年 6月29日

兵庫県肥料登録第1280号	魚かす粉末 魚かす粉末	窒素全量 7.0% りん酸全量 6.0%	同 上	片倉チッカリン株式会社 東京都千代田区九段北一丁目13番5号	同 年 2月9日
兵庫県肥料登録第1320号	混合有機質肥料 混合有機質肥料65	窒素全量 6.0% りん酸全量 5.0%	公定規格 のとおり	同 上	平成30年 2月8日
兵庫県肥料登録第1321号	混合有機質肥料 混合有機質肥料68	窒素全量 6.0% りん酸全量 8.0%	同 上	同 上	同 上
兵庫県肥料登録第1322号	混合有機質肥料 混合有機質肥料87	窒素全量 8.0% りん酸全量 7.0%	同 上	同 上	同 上
兵庫県肥料登録第1323号	混合有機質肥料 混合有機質肥料60	窒素全量 6.0% りん酸全量 10.0%	同 上	同 上	同 上
兵庫県肥料登録第1327号	混合有機質肥料 混合有機質肥料76	窒素全量 7.0% りん酸全量 6.0%	同 上	同 上	同 年 3月10日
兵庫県肥料登録第1365号	副産石灰肥料 粒状副産石灰肥料1号	アルカリ分 35.0% く溶性苦土 3.0%	同 上	太陽産業株式会社 高砂市曾根町字新開2952番地	平成33年 1月24日
兵庫県肥料登録第1370号	副産石灰肥料 粒状副産石灰肥料	アルカリ分 35.0% く溶性苦土 3.0%	同 上	株式会社五光興産 加古川市平岡町二俣759番地	同 年 4月24日
兵庫県肥料登録第1392号	魚廃物加工肥料 魚肥・高砂	窒素全量 7.0% りん酸全量 2.0% 加里全量 1.0%	同 上	高砂飼料工業株式会社 高砂市荒井町御旅2丁目1-17	平成30年 5月26日
兵庫県肥料登録第1433号	副産石灰肥料 粒状転炉さい	アルカリ分 40.0% く溶性苦土 3.0%	同 上	トーヨーカセイ株式会社 姫路市青山三丁目13番1号	平成33年 4月24日
兵庫県肥料登録第1440号	混合有機質肥料 ファームパワー・Fish	窒素全量 7.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 2.0%	同 上	高砂飼料工業株式会社 高砂市荒井町御旅2丁目1-17	平成30年 8月15日
兵庫県肥料登録第1449号	副産石灰肥料 ランカク	アルカリ分 45.0%	同 上	同 上	平成33年 3月30日
兵庫県肥料登録第1451号	副産石灰肥料 45.0副産石灰	アルカリ分 45.0%	同 上	丸尾カルシウム株式会社 明石市魚住町西岡1455番地	同 年 6月17日
兵庫県肥料登録第1513号	混合有機質肥料 だいわ混合有機1号	窒素全量 2.5% りん酸全量 3.0% 加里全量 1.0%	同 上	大和肥料株式会社 尼崎市浜1丁目2番30号	平成30年 2月12日

兵庫県肥料登録第1570号	魚廃物加工肥料 シーデリカ	窒素全量 5.0% りん酸全量 1.0%	同 上	ハリマ産業エコテック株式会社 姫路市網干区浜田1223番地の10	同 年 5月10日
兵庫県肥料登録第1571号	混合有機質肥料 粒状混合有機質肥料(とことん有機)	窒素全量 5.0% りん酸全量 3.0% 加里全量 1.0%	同 上	太陽産業株式会社 高砂市曾根町字新開2952番地	同 年 5月16日
兵庫県肥料登録第1572号	乾燥菌体肥料 楽農舎 2	窒素全量 8.0% りん酸全量 3.0% 加里全量 1.0%	同 上	ハリマ産業エコテック株式会社 姫路市網干区浜田1223番地の10	同 年 5月16日
兵庫県肥料登録第1573号	混合有機質肥料 安心魚肥	窒素全量 4.3% りん酸全量 4.7%	同 上	大和肥料株式会社 尼崎市浜 1 丁目 2 番30号	同 年 5月31日
兵庫県肥料登録第1576号	魚廃物加工肥料 シーデリカ 2	窒素全量 5.0% りん酸全量 7.0%	同 上	ハリマ産業エコテック株式会社 姫路市網干区浜田1223番地の10	同 年 6月14日
兵庫県肥料登録第1610号	混合有機質肥料 農産540	窒素全量 5.0% りん酸全量 4.0%	同 上	大和肥料株式会社 尼崎市浜 1 丁目 2 番30号	同 年 5月26日
兵庫県肥料登録第1643号	乾燥菌体肥料 乾燥菌体 楽農舎 1	窒素全量 6.0% りん酸全量 2.0% 加里全量 1.0%	同 上	ハリマ産業エコテック株式会社 姫路市網干区浜田1223番地の10	同 年 3月12日

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 7月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ミリオンタウン明石硯町
所在地 明石市硯町 3 丁目 455—1 ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要
 - (1) 法令に基づく届け出及び規制規準の遵守
事業所における騒音の規制基準を遵守するよう努めること。
 - (2) 市立学校園の登下校や登降園時等の通学路における安全対策
衣川中学校、林小学校、林幼稚園の幼児児童生徒が、登下校や登降園時等に安全に通学通園できるよう、十分な安全対策を講じること。
 - (3) その他留意事項
周辺自治会長などから出された意見、要望等に十分に配慮し、不安の解消に努めること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年 7月21日から 1月間

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 7月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

別記第62号様式を次のように改める。

第62号様式（少額領収書等の写しの開示請求書）

少額領収書等の写しに係る開示請求書

平成何年何月何日

兵庫県選挙管理委員会委員長 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

〒

連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号）

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第3項の規定に基づき、下記のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

記

1 請求する少額領収書等の写し

国会議員関係政治団体の名称	支出年※1	支出項目※2

※1 支出年欄には開示請求しようとする少額領収書等の写しに係る支出がされた年を記入してください。

※2 支出項目欄には、下記の①～⑩の支出項目のうち、開示を求める番号を記入してください。

- ①光熱水費 ②備品・消耗品費 ③事務所費 ④組織活動費 ⑤選挙関係費
- ⑥機関紙誌の発行その他の事業費 ⑦調査研究費 ⑧寄附・交付金 ⑨その他の経費
- ⑩全て（①～⑨）

2 開示請求の理由・目的（できるだけ具体的に記載してください。）

3 開示の実施方法等（本請求に基づき開示が決定された後にも選択することができます。）

ア 兵庫県選挙管理委員会事務室における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ①閲覧 ②写しの交付 ③その他（ ）

イ 写しの送付を希望する。

別記第63号様式を次のように改める。

第63号様式（少額領収書等の写しに係る提出期間の延長通知）

その1

平成何年何月何日

少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について

兵庫県選挙管理委員会委員長 様

国会議員関係政治団体の名称

会計責任者の氏名

(電話番号)

少額領収書等の写しに係る提出命令（平成何年何月何日付け第何号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第7項及び第8項並びに同法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第19条第1項の規定に基づき、提出期間の延長を申し出ます。

記

1 延長を求める期間 30日間

2 命令があった日 平成 年 月 日（提出命令の通知の到達日）
うち、平成 年分は提出済（平成 年 月 日提出）
うち、平成 年分は提出済（平成 年 月 日提出）
うち、平成 年分は提出済（平成 年 月 日提出）

3 延長を求める理由

(1) 選挙期間中であるため（第1号に該当）

公職の候補者の氏名 _____

・選挙の種類

衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙

その他（以下に具体的に記入してください。）

(2) 提出期間を延長しなければならない正当な事由があるため（第2号に該当）

（以下に提出期間を延長しなければならない正当な事由を具体的に記入してください。）

その2

平成何年何月何日

特別な事情による少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について

兵庫県選挙管理委員会委員長 様

国会議員関係政治団体の名称

会計責任者の氏名_____
(電話番号)

少額領収書等の写しに係る提出命令（平成何年何月何日付け第何号）により通知のあったことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第7項及び第8項並びに同法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第19条第2項の規定に基づき、提出期間の延長を申し出ます。

記

- 1 延長を求める期間 _____日間
(31日以上60日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間)
- 2 命令があった日 平成 年 月 日（提出命令の通知の到達日）
うち、平成 年分は提出済（平成 年 月 日提出）
うち、平成 年分は提出済（平成 年 月 日提出）
うち、平成 年分は提出済（平成 年 月 日提出）
- 3 延長を求める理由
提出命令があった日から50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情があるため。
(当該特別な事情)

<記載上の注意>

当該特別な事情は、50日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが困難な事情を具体的かつ客観的に記載してください。また、当該事情を踏まえて延長を求める期間（提出するため必要な最小限度の期間）の根拠も併せて記載してください。

備考 様式その1は、政治資金規正法施行規則第19条第1項の規定に基づく通知の様式であり、様式その2は同条第2項の規定に基づく通知の様式である。

別記第65号様式を次のように改める。

第65号様式（少額領収書等の写しに係る更に開示を受ける旨の申出書）

平成何年何月何日

少額領収書等の写しに係る更に開示を受ける旨の申出書

兵庫県選挙管理委員会委員長 様

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所又は居所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）
〒
連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号）

政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 更に開示を受ける国会議員関係政治団体の名称及び支出年

2 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等

日 付：平成 年 月 日
文書番号： 第 号

3 最初に開示を受けた日
平成 年 月 日

4 開示の実施方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

1 閲覧	1 全部	2 一部 ()
2 複写機により白黒で複写したものの交付（県委員会事務室で受取）	1 全部	2 一部 ()
3 複写機により白黒で複写したものの交付（郵便で受取）	1 全部	2 一部 ()

※ 既に開示を受けた少額領収書等の写しについて、当該開示の実施の方法と同一の方法による開示の実施を求めることはできません。

5 開示の実施を希望する日（郵便で写しを受け取る場合は記載不要）
平成 年 月 日

6 同封する交付手数料の額（郵便で写しを受け取る場合のみ記載）
円

7 同封する郵便切手の額（郵便で写しを受け取る場合のみ記載）
円分

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



兵庫県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 7月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表尼崎市の項中

「

尼崎市	兵庫県立尼崎病院	尼崎市東大物町1丁目1-1
	医療法人 純徳会 田中病院	同 市武庫川町2丁目2

」

を

「

尼崎市	医療法人 純徳会 田中病院	尼崎市武庫川町2丁目2
-----	---------------	-------------

」

に、

「

	近藤病院	同 市昭和通4丁目114
	兵庫県立塚口病院	同 市南塚口町6丁目8-17

」

を

「

	近藤病院	同 市昭和通4丁目114
--	------	--------------

」

に、

「

	医療法人 伯鳳会 介護老人保健施設 はくほう	同 市昭和通2丁目12-8
--	------------------------	---------------

」

を

「

	医療法人 伯鳳会 介護老人保健施設 はくほう	同 市昭和通2丁目12-8
	兵庫県立尼崎総合医療センター	同 市東難波町2丁目17-77

」

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

神戸市立ひよどり台ホーム	同 市北区ひよどり北町3丁目2
神戸市立軽費老人ホーム 柏寿園	同 市北区ひよどり北町3丁目2

」

を

「

神戸市立ひよどり台ホーム	同 市北区ひよどり北町3丁目2
--------------	-----------------

」

に改める。

正 誤

○平成27年 6月19日付け（兵庫県公報第2706号）

（大規模小売店舗の変更に関する届出）中

（ページ）	（行）	（誤）	（正）
10	下から7	平成27年 6月19日	平成27年10月19日



○平成27年 6月19日付け（兵庫県公報第2706号）

（大規模小売店舗の変更に関する届出）中

（ページ）	（行）	（誤）	（正）
11	下から14	平成27年 6月19日	平成27年10月19日